（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「第一項」の下に「及び第百五十八条第一項」を加え、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「第二項」の下に「（第二十九条において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第二マンションの建替えの円滑化等に関する法律の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「、第二十四条第五項」を「（第百二十五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第六項（第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」に、「及び第四十七条第一項、第百九条第一項、第百十八条及び第百二十条第一項」に改め、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「第一項」の下に「（第二十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同表マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」に、「並びに第三十三条第一項及び第三項」を「、第三十三条第一項及び第三項並びに第六十四条」に改める。

別表第三マンションの建替えの円滑化等に関する法律の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「第二項」の下に「及び第百五十八条第二項」を加える。

別表第四マンションの建替えの円滑化等に関する法律の項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項（第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

○防衛省令第十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第二条及び第三条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日　　防衛大臣　江渡　聡徳

防衛省の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下この条において同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×適用日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額＋適用日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員の俸給月額の切替え）

第二条　適用日の前日において法第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員の防衛省令で定める適用日における俸給月額は、人事院規則九―一三六（平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え）の規定の例による。

（適用日前の異動者の号俸の調整等）

第三条　適用日前に職務の級を異にして異動した職員に準ずる職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。次項において「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定により人事院が定めることとされているところの例による職員とする。

2　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び前項の職員の適用日における号俸に係る必要な調整については、一般職給与改正法附則第三条の規定により人事院が定めることとされているところの例による。

（委任規定）

第四条　この省令に定めるもののほか、俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

○防衛省令第十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日　　防衛大臣　江渡　聡徳

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二十一万四千九百円」を「二十一万七千二百円」に改め、同項第二号中「二十三万五千八百円」を「二十三万八千三百円」に改め、同条第二項中「二十四万千四百円」を「二十四万四千百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。